

「森の力再生事業」の継続を求める意見書

森林は、水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能を有しており、人々の暮らしに様々な恩恵をもたらしています。

森林所有者による手入れの行き届かない森林が増加する中、静岡県では水源涵養機能、山地災害防止機能、地球温暖化防止機能などの森の力に対し、県民全体の暮らしや環境を守るため「森の力再生事業」を創設し、独自の「森林（もり）づくり県民税」を財源に平成 18 年度から 2 期 20 年間にわたり森林の整備を進めてきました。

この間、事業は着実に進捗し、県内の荒廃森林の再生、災害防止はもとより、地域経済の活性化、環境保全など多面的な効果をもたらしました。本市でも、制度開始から令和 6 年度末までで約 326 ヘクタールの整備を完了し、令和 7 年度も約 45 ヘクタールを予定しています。

しかしながら、本市での約 536 ヘクタールを始め県内には、未だ整備の必要な森林が多数存在し、気候変動による豪雨災害の頻発などで山地災害リスクがさらに高まっており、国の「森林環境税」のみでは持続可能な森林づくりは十分とは言えない状態です。

ついては、引き続きこれら森林整備・再生を推進し、森林の公益的機能を発揮させるため、県主体の広域的な森林整備である「森の力再生事業」を令和 8 年度以降も継続実施されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

静岡県裾野市議会

静岡県知事

宛